

王政に対する愛着と不信

——ジャン・ボダンを契機として——

原  
英  
次

何等他のものに服従することなく、自らの意志を法として宣言する点に、主権の主権たる理由を認めるボダンは、あらゆる法的混乱を排除し、一元的な国法秩序の確立に邁進するものと目しうる。ここでは、王権の下に中世以来の多元的な複合性と分散的な遠心性を統一するのに際し、具体的な君主人格が焦点となつてゐるのだ。国内的な統一と平和の達成が、国王を中心とする絶対主義的要請であつた。常備兵及び官吏制度の漸次的整備拡充が、王権そのものの確立を相関的に促進し、内的外的両面からする危機的狀況に対応するため、君主という具体的人格にすべてを委ねるといふ実践的意図がボダンにあつたことは否めない。「至上君主の第一の徴表は一般的に総ての者に、個別的に個々人に法を与えることである」<sup>(1)</sup>とする思考は、実定法の独占的制定改廢の可能性を君主に与えるものであり、又そのことによつて、君主をして絶対的なものにするのである。しかも人格に対する信頼を通じて、社会における權威的地位を保持することは、中世において広く認められる、人体、頭腦方式に通ずるものである。そこには無批判的とも言える全幅の信頼が認められよう。「君主は神の映像」<sup>(2)</sup>という文句や、暴風雨に際する「船長」<sup>(3)</sup>という語は、明瞭にそのことを物語っている。更にまたボダンの所謂家族国家説にしても、国家の領域に人格的結合性を持ち込むものであり、夫権・父権・王権という發展的論法は、政治的な支配服従關係に、善導と悦服の境地をもたらす役割を果たす。これらのことはボダンの王政に対する信頼乃至は愛着を端的に示している。

さて絶対君主の人格に寄せられた信頼乃至愛着のみで王権に服従を集中させるのが不十分なことは当然のことに属する。そして権力の正当性の主張は、権力行使が妥当な範囲にとどまることを求めるものである。法的無拘束を説き

ながら、神法、自然法その他の拘束を論ずることは、個人の自覚に対応するものであって、その点まさに時代精神につながるものであることはまちがいない。ボタンの所説に神法・自然法が幾度となく顔を出すのも、当然それに密接な関係を有するものと言える。このように君主の法を正当化するものとして神法・自然法を措定することは、君主といふ具体的人格への不信を表明するものと考えることが可能である。何となれば、君主といふ具体的な権力者の恣意的決定に対する拘束として神法・自然法が超越的に位置づけられているからである。即ち神法・自然法を君主の上に定着させることは、王政そのものに対する不信をも示すものである。<sup>(4)</sup>そして厳格に規定するのに多大の困難を伴う神法・自然法は、その内容的な無規定性の故にこそ具体的妥当性を獲得するであろう。更にまた神法・自然法と共に、ボタンは主権を主権たらしめる基本法の遵守を君主に求めている。<sup>(5)</sup> *loi salique* の如き王位に関する民族固有法の尊重が、領土分譲・王位継承に伴う混乱を防止するからである。即ちこれまた現在の君主の恣意に対する不信に基づく。課税に対するエタ・ジェネロの同意権の承認もまた同様のことを意味する。エスマンの言うように、課税は納税者の同意を基礎とすることが、十六世紀の支配的思潮であった。<sup>(6)</sup> 君主の認可以前に、君主以外の他の何物かに認可されて、エタ・ジェネロは存在していた訳だ。<sup>(7)</sup> このエタ・ジェネロの存在すること自体に、君主への不信を看取することも可能であろう。このような外在的なもの以外に、ボタンは君主個人人格に内在的な意思によって結ばれた契約の尊重を説いているが、<sup>(8)</sup> このことも君主意思の恣意性を否定するものであって、権力的専横に対する不信を示している。

以上のように見てくると、われわれは君主絶対主義の確立に邁進したと目しうるボタンにおいてさえ、王政に対する愛着と不信の共存を認めざるを得ない。君主の権力的支配が愛情に基づくとの確信とともに、その権力的支配に不安を感じる点で、われわれはボタンのうちに後世のモンテスキューに通ずるものを感じしえよう。

ここにこの小稿において、王政に対するボダンの愛着と不信がいかなる伝統を継ぐものであるかを追及する<sup>(9)</sup>。

註(1) Jean Bodin ; Les six livres de la République, 3<sup>e</sup> éd., 1578, I, 10 (p. 161).

(2) République, I, 8 (p. 118).

(3) République, préface (p. 1).

(4) ボダンの神法・自然法理念は、ただ単に王権拘束機能のみならず、また擁護的役割をも担うものである。この点については日本政治学会編『政治思想における抵抗と統合』(一九六三)での拙稿「ジャン・ボダンの王権拘束論」を参照されたい。

(5) République, I, 8 (p. 100).

(6) A. Esmein ; Cours élémentaire d'histoire du droit français, p. 534.

(7) この点ボダンは所有権が個人に属し (p. 115) 、神法・自然法に認められたもの (p. 11) など表明している。

(8) République, I, 8 (pp. 111-2).

(9) 拙稿「ジャン・ボダンの王権拘束論」を補う意図でもって、この小稿を草した。

## 二

王政への愛着は、プラトンの哲人政治論にその最たる姿を示しているが、ここでの問題は、王政への不信の現実的・理論的処理であって、アリストテレスに端を発する混合政体論に目を向けねばならない。この混合政体優越思想については、所謂政体循環論を説いたギリシャの史学者ポリビオスが先づ挙げられねばならない。ポリビオスによれば、人間集団において、体力と智力に優れた者が他の者を指導統治するのが自然で、その場合の指揮者の権威の限界は、事実的な実力である。それは力による自然的専制君主政であるが、家族的紐帯の觀念と社会関係の発生に伴い、人々は正邪善悪の意識をもち始める。即ち、理性にもとづき正義と道徳に従って権力を行使する君主政の觀念が生れる。君主政の墮落が暴君政となり、それに代るものとして貴族政が生れ、その墮落が寡頭政をもたらし、寡頭政を打

倒するものとして民主政が起る。そして民主政の墮落が暴民政となるといふのである。<sup>(1)</sup>そこでは君主政・貴族政・民主政という三つの基本的政治形態が、それぞれ墮落形態を伴いながら、前記の順序で循環すると考えられている。この事実論としての政体循環論はさておき、ここで問題とされるのは、アリストテレスにならった三つの基本的政治形態を、同時に混合調整することによって、最上の統治組織が得られるとポリビオスが思念したことである。王位世襲に伴って、王の生活が奢侈に流れ専横に陥り、政治の墮落によって暴君政が始まるとするポリビオスの思考には、明らかに王政に対する不信がある。そのことから王政という一つの政治組織の中に、他の要素を混入させることが、墮落防止となつて、政体の自然的循環を断ち切り、三要素の牽制均衡によって最善の政体が永続するとポリビオスは思考を進める。ポリビオスによれば、当時のローマの執政官・元老院・民会が、それぞれ主権的な君主政的・貴族政的・民主政的要素であつた。それら三要素が、それぞれの原則にのっとり、相互に制約しあふことによつて、国家的社会の政治的運営が最も善く行はれるとするものであつた。ギリシャの修辭学者アエリウスのアリスチデス (Aelius Aristides, 117 (129)-189) もまたポリビオスに追隨して、混合制でのローマ帝国が最も完全な君主政であると賞賛してゐる。<sup>(2)</sup>

而して、このポリビオスの混合制の主張が、ローマ帝国の没落によつて、その栄光を失うのは当然である。しかしながら、ポリビオスの混合政体優越思想は、完全に消滅してしまはなかつた。セヴィラの司教インドル (Isidor da Sevilla, 560頃-626) は、人定法が慣習に基づくことを述べ、法の制定に関して一般人民と支配者の共働を認めて<sup>(3)</sup>いる。更に十三世紀における最大の思想家聖トマスもまた混合制を支持している。<sup>(4)</sup>聖トマスによれば、唯一者による統治が最も自然的で、従つて最善であつた。しかし、それがその目的から外れるときには最悪のものとなる。そしてそ

の解決は、圧制が不可能となるまでよく王を選び、且つ彼の権力を規定することであつた。更に都市又は國家の善き秩序は、その社會のすべての構成員が何等かの仕方で権力に参与することを求める。そのことが、社會の各構成員に公共の事物への興味をもたせることとなり、平和が確保されると考へるのであつた。<sup>(5)</sup> 統一と平和を最大目的とするところから君主政を支持しながらも、王政への現実的不信をそこに看取することができる。「王國の政體は、暴君政への機會の存在しないよう秩序づけられると同時に、その権力は、容易に暴君政に墮落しえないよう調整されるべきである」<sup>(6)</sup>とする聖トマスの思想は、王政への不信を端的に示している。それは現実的に實現可能な最善の政治形態が混合政體であることを認めるものである。そして元老院・庶民院といった要素を、君主政のうちに機能させることによつて、善き君主政の永続を願つたものと言へる。しかし聖トマスでの問題は、その混合政體運営方式の不確定性である。独立的な権力をもつた他の要素が、王に対する抑制機能を果す立憲政治的近代性を有しないことはもちろんである。権力による権力の抑制という方式が、聖トマスの統一に関する主張と直接に衝突するものである以上、混合政體優越思想の完成を、トマスに期待する方が無理と言はざるをえない。<sup>(7)</sup> それはともかくとして、可能な現実的、最良の政治形態は、聖トマスにおいて、君主政・貴族政・民主政の諸原理から成る混合政體であつた。君主政という統一原理から生じる利點の保護と、同時にまたその暴君政への墮落の防止は、まさに混合制のもつ力であつた。聖トマスの例示するところであるが、ユダヤの國制での Sanhedrin の有徳且つ賢明な人々の選出は、民主的な人民によるものであつて、この體制のもと、すべての人々が政治に参与した。<sup>(8)</sup> すべての人々が政治に参与分擔する點に、政治そのものの安定性をトマスが認めるものといえよう。古典的と目しうる混合制に依拠する君主政という觀念は、事實上王政に関する中世的思考に完全に結合していたのである。

パリのジャン (Jean de Paris) もまた、君主政が貴族政と民主政で混合されるべきことを述べている。<sup>(9)</sup> 無責任な絶對主義の危険からの防衛が目的であった。教会内の無制限的帝王権の主張に対する反対から、教会を考察する場合に mixed monarchy を援用するのである。教会での権力が、神と選挙民から発することを認め、council 或は cardinals が法王を免職しうることを承認している。<sup>(10)</sup> 更に宗教的統制からの世俗権の擁護をまなしている。「国家は實際的には、君主の支配を受諾して安定を求めようとする賢明な人達によって発見された」とするジャンの思考は、明らかに契約說的要素を内包している。理性に基づく社会形成ということが、結局人民の行為による政治權威の確立に結びつくこととなる。中世後期における世俗的政治社会が、現実に一種のプルラリズムを示していたことと相まって、この期の反法王的思想家達は、教会において混合制が採られるべきことを論じている。<sup>(11)</sup> 混合制での三つの要素が、機能において鋭く対決させられるものとして扱はれたのではないとしても、政治的諸機関の協働と相互的影響過程の承認は、まさに混合政体優越思想をうけつづぐものと言えるであろう。パリのジャンの主張——法王と council 或は法王・council 及び cardinalate の間の相互的協働において教会の理想的政治がある——はジェルソン (Gerson) その他の人々に引きつがれる。ジェルソンによれば、混合政体が最上の政治形態であって、現にフランスが混合政体であることを主張した。<sup>(12)</sup> フランスが混合政体であることの理由に、ジェルソンはパルルマンの存在を挙げ、パルルマンの裁定に王が服従せねばならない点に、混合制を認めるものであった。

ルネッサンスの思想家達にも混合制優越思想の定着が見られる。例えば、マキアベリのローマ史論は、ローマ帝国の成功を、王政・貴族政・民主政の混合に帰し、政治の三要素がそれぞれ一部分の権力をもつにいたったことが、ローマ帝国を鞏固ならしめたと論じている。<sup>(14)</sup> またエラスムスにおいても、極めて倫理的な立場から、あらゆる徳性を具

えた君主による絶対的支配の強調とともに、君主一般の平凡さからくる害悪をおそれ、貴族政的・民主政的原理の加味された均衡が考えられて、混合制の推進に至る。<sup>(15)</sup> このように君主支配の自然的合理性を認めながらも、混合制を主張することの基礎には、王政に対する愛着と不信が明らかに底流している。

註(一) ホルヒオスに関しては森義宣『政治思想史』七七一―八頁、及び今中次磨『西洋政治思想史』第一卷一一九―一二七頁参照。

(2) Mollwath; The Growth of Political Thought in the West, p. 138.

(3) イシロールによれば、オムアの法は「神法が人定法か否かを決するのではなく、慣習のちがいで諸國にそれぞれ諸國の法が出来ることを人定法にいつ認める。主権者意思の法的源泉独占を否定するものである。」Ewart Lewis; Medieval Political Ideas, pp. 32-36.

(4) Lewis; op. cit., p. 250. 聖トマスが認むられる混合政体優越思想が、聖トマスの思想体系における矛盾的なものであることは否定しなから。

(5) ローラン・トスミン『聖トマス・アキナスの政治理論』大沢章訳一六〇―一六三頁参照。

(6) De Regimine Principum, bk. I, ch. 14. Lewis; op. cit., pp. 250-251.

(7) Lewis; op. cit., p. 342. 尚森教授は「君主責任の不履行」の場合に起る降位権能に関するトマスの論述が、中世的立憲主義の理論にたつた支配者と人民との関係を示唆するものとして、その点に混合政体優越思想を認められよう。

(8) Summa Theologica, I-II, 105, 1.; and I-II, 95, 4, c. Cf. Francis D. Wormuth; The Origins of Modern Constitutionalism, p. 30. マサン・ヘリッは律法を文字通り厳格に守ることを主張するメリサイ派の人々の律法研究會議が發展して出来たもので、エドヤの人々の宗教や民事上の立法及び司法上の中心機関であつて、このマサン・ヘリッの構成員たる祭司の地位は、非常に力強いものであつた。(今中前掲書第一卷一八〇頁)。

(9) Otto Gierke; Political Theories of the Middle Age, trans. by Maitland, p. 152.

(10) Lewis; op. cit., p. 368.

(11) 大西藤米治『中世政治思想研究』四五―五頁参照。

(12) Lewis; op. cit., p. 376. Gierke; op. cit., p. 53. Carlyle; Medieval Political Theory in the West, vol. VI, pp. 162-164.

(13) Lewis; op. cit., pp. 109, 273, 356, 376, 407.

(14) 多賀善彦訳『ローマ史論』上巻 三三頁参照。

王政に対する愛着と不信

九七



(15) 今中前掲書第一卷四一頁参照。

## 三

ところで中世での王政は、オフィシャルなものというよりは、むしろ非常にパーソナルな面をもっていた。即ち王と臣下との間の政治的結合は、人間的つながりであった。<sup>(1)</sup>それは、国王人格に対する忠誠によって、臣下たるの地位が存在したことを意味している。支配の諸形態に関するアリストテレスの三分類の方法に対応させる場合、中世の王政は、アリストテレスのいう王的支配につながるものをもっていた。支配者が自らの目的に奉仕する道具として臣民を扱うところの主人的支配 (regimen despoticum)、子に対する父の如き自然的優越者が臣民の利益において支配する王的支配 (regimen regale)、優劣のない国民が順次交替的に支配し支配される政治家的支配 (regimen politicum) というアリストテレスの三分類に従えば、中世思想家の多くは、王的支配によりよく適応している。<sup>(2)</sup>父の子に対する支配は、自然的な愛情と、老令——年長で完成した者は、年少で未完成な者より指導的だ——によるものである。まさに年長者が年少者に対して、父親が子に対してもつ関係が王的支配であった。その点では、ボダンの家族国家説乃至家父長権説が偲ばれる。そうした関係において把握せられる王政は、王の家政術の一つであって、臣民の地位は、市民的なものではなくて、子の父に対するが如き忠順によって支えられている。愛情と老令から来る指導性に対する忠順が基礎となる点で、即ち国王人格に対する忠誠が基礎となる点でまさにパーソナルなものであった。

而して、王と臣民との関係がパーソナルなものであるとする原理は、それがもともと軍事的なものであることと密接につながっている。<sup>(3)</sup>戦場においてのみ、そのレーゾン・デートルが認められ、平時の市民関係においては殆んど適

応性をもちえなかったのだ。そして国王人格に対する忠誠は、王と臣民との関係において現われ、それ以外の市民的生活領域が、王と関係なしに組織づけられていた。即ち政治的分野に汲取されることのない領域が存在したのである。そのことは欧大陸においてもより多く認められる。例えばノルマン時代において、国税的なものとして——即ち一般的な税金として、サクソン時代からのデーン税 (Danegeld) が、リチャードの頃恒久的な土地税となつて<sup>(4)</sup>いる。このデーン税の確立まで、王の課税権はなく、一般の財産は政治的権力によって誅求されえないものであった。即ち土地保有は全く自由なもので王権の及ばぬものであった。その点封建制度化の進行は、ある意味では財産の政治的領域への組入れである。そして封建制度下における典型的な土地保有としての軍役による保有 (tenure by military) の発展は、軍役義務を個人よりも土地に負わせる方向を辿る。封地の大小によって従軍兵士の数が決められてくるのだ。かくて土地は明白に政治的権力関係のうちに位置づけられる。<sup>(5)</sup>そのことから封建制度の進行を、パーソナルなものからパーソナルでないものへの発展と規定することも出来よう。個人による土地や財産の私有を承認することは、王権の管轄範囲の限定を意味する。人民の平和そして安らかな発展が王的支配の中心であることから、王権の及び得ない私有財産権尊重の慣習は、王といえども恣意に変更出来ないものでなければならぬ。<sup>(6)</sup>もちろん王権の拡大は、反面他の者の慣習的権利の縮小につながるものであって、中央集権過程での紛争のすざまじさは、その例を豊かに歴史にとどめている。この王権の拡大強化に伴う必然的な否定的要因が、王と雖も遵守すべき法の存在と、王がそれを遵守しない場合の対応策を生み出すこととなる。絶対的であろうとする衝動と、制限的であらしめようとする衝動の激突を乗り越えながら国王による民族国家統一への道が切り開かれてゆくのである。

註(一) Francis D. Wornuth: *The Origins of Modern Constitutionalism*, p. 31.

王政に対する愛着と不信

九九

(2) このことはボダンのみならず、聖トマスその他においても極めて普通に採用されている。尚アリストテレスの支配の三分類については山本光雄訳『政治学』第一巻第五章及び第十二章参照。

(3) Womuth; op. cit., pp. 31-32.

(4) 矢口孝次郎『イギリス政治経済史・初期王政と重商主義』三〇頁参照。

(5) 矢口前掲書五八―五九頁参照。尚同書一一―一頁に臣従忠誠の義務としての軍役が、封地の大小に対応する出兵義務であったことが示されている。

(6) 公的利益の遂行が私利の損傷をとまなうとき、支配者の義務として私利個人の賛成を必要とするという主張が、中世においては殆んど公理的前提として容認されていた。大西藤米治『中世政治思想研究』六三六頁参照。

#### 四

理論上での君主絶対が、事実上制限を受けねばならないとする王政に対する愛着と不信の表明は、通常二つの仕方によってなされる。

その第一は、君主の実定法が自然法に適合しなければならぬとするものである。この制限は、悪なる支配者に対する抵抗即ち暴君放伐を正当化することにまで発展する点で、すぐれて近代性をもつものであった。その第二のものは、第一を補充するものであって、王の権力は人民からの賦与であるとするものである。このことから王権に対する様々な法的制限が出てくるし、更には暴君を合法的に廃位する権利まで論ぜられることとなる。<sup>(1)</sup> もともと王政を支えるものは、単一の中心的権威にむかう求心力であって、この求心力を自己に集中することによって、王政はその構造組織を確立維持できる。而して、単一人を中心として結束することは、内面的にも外面的にも組織の強さをより良く発揮しうる根本原因となるものである。本質的にブルラリスチックであった封建社会の統合原理として、単一人によ

る支配が構想されることの多かつたのも、この意味ではまさに時代にふさわしかったのである。勿論この場合、權威中心となる人格への信頼がなければならぬのは当然である。信頼によって求心力がより有効に働きうることを認める限り、信頼を寄びこむ方策が思惟されるべきであつて、絶対的な君主政が、恣意に基づくべきでなく、神法・自然法その他の拘束とともにエタ・ジエネロ及びパールマンとの協働による拘束を考へたボダンの思考も信頼性の獲得が、君主政のより良き確立に至ることを認識するものと言へる。絶対的ということと專制的ということとの間に一線を画することは、まさに中世以来の伝統的思考に基づくものであつたと言へる。動物の自然的本能を自然法とし、その原理を自由と平等に求めたウルピアヌスは、ローマ皇帝の權威の源泉を *lex regia* に歸している。それは、レギア法によつて、人民はそのすべての権力を王に授与したとするのである。<sup>(2)</sup> そのことによつて、皇帝と人民との間に支配服従關係が成立する。王権の源泉説明に際し、この思考もまた中世において一般化された。即ち権力は人民から發する。そして、その点において総ての人間の平等が主張せられた。しかし皇帝権が人民の承認に由来するとは言つても、ひとたび承認した以上取消しえない無條件的讓渡契約ということであれば、皇帝権の絶対が確立することとなる。後年の民権論的契約説と異なり、ローマの法学者達の契約説は、無拘束の皇帝権を生みだすのである。その点で王の権力の基礎づけを *lex regia* に頼る論法は、王権の限界性を説き得ないこととならう。テオドシウス帝及びバレンチウス帝が、紀元四二九年に出した勅令の中で、「皇帝は法に拘束される。何となれば、皇帝の権限は、法の有する権限から生れたものだからである」と述べているのは、皇帝の地位が人民の承認に基づくことを理由として、皇帝の命令により法がその効力を發揮するということである。<sup>(3)</sup> もちろん皇帝の地位に関する人民の承認ということは、自然法の前におけるすべての人の平等というストアの思想と通ずるものであつて、皇帝といえども自然法への服従を解除される

ものではなかつた。<sup>(4)</sup> また八五一年のメルセン會議において東西兩フランク及びイタリアの王達が、その臣民に対する宣言において、將來かれらが「法と正義に反して人民を抑圧しないことを約束しているが、それは国民的法の遵守することが正義であることを意味するものであり、王に抑制的效果を及ぼすものであつた。<sup>(5)</sup> 法の定立が国民全体から出るものと考へるヒンクマール (Hincmar de Reims) は、臣民の一般の同意を基礎とする点で、王に法規の認識・遵行を求めている。<sup>(6)</sup> そこにおいて法の定立は、人民と君主の協働によるものとなり、そのことによつて王を制限するものであると言へよう。しかしそのことが中世的制度において現実に合致していなかつたことは否定し難い。法王を精神とし、皇帝を頭として、国家を人間有機体にたとえたマネゴルト (Manegold von Lautenbach) は、国王と人民の契約を認め、暴君を契約違背者と考へる。<sup>(7)</sup> その場合暴君か否かの決定は教会——従つて法王に求められる。このことは国家——即ち国王が道徳的でなければならぬということ、即ち倫理的觀念を政治に導入するものに他ならないのであつて、純粹に権力に基礎づけられた統制理論とは平行線のままに後代につながるものである。

さて聖トマスにおいて、法を作り、法を与える者は国王であつた。そのことの故に国王は人定法に優越<sup>(8)</sup>する。しかし勿論国王といへども人定法を守らねばならないし、更にはその上位にある自然法に服さねばならない。<sup>(9)</sup> そしてトマスは、共同善のために何か規定することを、全体としての人民か、全体としての人民の代表者かに認めることから、法を形成する力を人民もしくは、人民のために行動する公的人格に認めるものである。<sup>(10)</sup> 法形成の君主権力は、まさにこの点で人民からひき出される。そしてそのことは、君主の命令より以上に重さをもつ慣習によつて、人民が法を作りうることにつながる。<sup>(11)</sup> それでもまた慣習に表明せられた民意の尊重が、君主の責務であるという思考が認められよう。それはまた、君主権力の行使が、正当な範圍に止められねばならないという中世的思考と完全に密着している。

立憲的制度の考察ではなくて立憲的原則の承認が、そこにうかがわれる。<sup>(12)</sup>

君主権力の淵源を、君主と人民との契約に求め、権力の濫用が契約違反だとする思考は、人民の服従解除を論理的帰結とする。暴君放伐思想の論旨もまたそこに帰着するものと言えよう。人民に発するが故に、人民は権力を濫用する君主を抑制しうるのである。ただ平和と統一を中心とする聖トマスの場合には勿論、ボダンにおいても、平和と統一に最高の意義を見出すことによって、積極的な暴君放伐論に組しえなかつたのであろう。しかしながら、王に先行する法を認め、所謂法の支配によって王権を拘束しようとした意図は、充分汲み取られるべき筈のものである。トマスによるアリストテレスの導入が、中世における政治の神的性格に対する合理的検討をもたらしたことは特筆に値する。もちろん中世的思考の特殊性は、論理と非論理の共存に認められるものであって、聖トマスのみならずボダンの権力抑制の不徹底さも、やはりそれぞれの時代精神を担うものである。

以上のように考察してみると、ボダンにおける王政に対する愛着と不信の共存は、アリストテレスの *regimen regale* に端を発する国王人格への信頼と、中世の伝統として続いた混合政体優越思想即ち制限王政的思考を承継し、ものであることは明瞭であらう。

- (1) Francis D. Wormuth: *The Origins of Modern Constitutionalism*, p. 34.
- (2) Otto Gierke: *Political Theories of the Middle Age*, trans. by Maitland, p. 39. 「皇帝の意思は法の効力を有す。レギス法により、人民はその統帥権を含む全権力を皇帝に譲渡せるが故に。」松平齊光『欧州政治思想史』上巻二〇九—二一〇頁参照。
- (3) 今中次磨『西洋政治思想史』第一卷一六〇頁参照。
- (4) 例えば共和制ローマの政治家であり、ヘレニズムの哲学者でもあったキケロは、自然と合致する真の法が不可變的永遠的に人間すべてに通用的ことを認めている。ローマの元老院たりとも人民たりとも君主たりとも人間である以上自然法に服従せねばならないことになる。森義宣『政治思想史』八〇頁参照。

王政に対する愛着と不信

- (5) (6) 森・前掲書一四一、一四五頁参照。
- (7) 森・前掲書一三三頁参照。Cf. Ewart Lewis; *Medieval Political Ideas*, p. 165.
- (8) *Summa Theologiae*, I-II, 96, 5. Cf. Lewis; op. cit., pp. 60-61.
- (9) S. T.; I-II, 95, 2. Cf. Lewis; op. cit., pp. 56-57.
- (9) S. T., I-II, 90, 3. Cf. Lewis; op. cit., p. 48.
- (11) S. T., I-II, 97, 3. Cf. Lewis; op. cit., pp. 63-64.
- (12) 副トケニ繼グニテ regal 制度ノルノトモニテ維ナルモノ。トケニ Mortimer T. Adler ノ Walter Farrell ノ説  
「*dominium regale* ノ *dominium politicum* ニシテ、*regime* 状態トケニ於テハ *regime* 状態トケニシテ、*The*  
*Theory of Democracy*,” *The Thomist* (1942), IV, 724-743. Cf. Wormuth, op. cit., p. 35.